

別添4.

エコマーク商品類型 128「日用品 Version1.0」認定基準の一部改定について

実際の認定審査を行ううえで、より一層わかりやすく申しやすい認定基準へ改善を図ることなどを目的として、以下のとおり軽微な改定を行う。

1.「3.用語の定義」を次のとおり改定する。(太字下線部分を追加)

3.用語の定義

プラスチックシート：厚さが0.25mm以上のプラスチックの薄い板状のもの。

2.「4-1-1.共通基準(2)」を次のとおり改定する。(一部分を削除)

(2) 廃棄物を増加させることになる製品(いわゆる使い捨て製品)でないこと。ただし、紙おむつおよび鳥獣用品は、本項目を適用しない。

3.「4-1-2.材料に関する基準」冒頭の文章を次のとおり改定する。(一部分を削除し、太字下線部分を追加)

製品は、製品を構成する各材料が、以下に示す材料に関する基準をそれぞれ満たすこと。ただし、小付属(ネジ、ビス、~~接着剤~~靴紐など製品の機能上必要な小さな部品)は、以下に示す材料に関する基準を適用せず、**接着剤は、(14)を適用し、他の材料に関する基準を適用しない。**

4.「4-1-2.材料に関する基準(15)」を次のとおり改定する。(太字下線部分を追加)

C. プラスチック

(15)プラスチックは、原料ポリマとして、...(中略)...

台所流し台水切り用濾紙袋は、全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が20%以上であること。...(後略)...

5.「4-1-2.材料に関する基準(23)」を次のとおり改定する。(太字下線部分を追加)

E. 繊維

(23)製品に使用される繊維は、製品の外面積の50%未満であること。ただし、「台所流し台水切り用濾紙袋」**および「廃食用油吸収材」**は本項目を適用しない。

6.「4-1-2.材料に関する基準(30)」、および同項の表3を次のとおり改定する。(太字下線部分を追加)

G. 焼物

(30) 焼物は、表 3 に示す原料分類区分ごとに、製品質量に占める再生材料の質量割合が基準配合率以上であること。植木鉢については、常温成形品を認めるものとし、且つ、前処理として焼却灰化または溶融化した下水道汚泥の配合を認めるものとする。…(後略)

表 3. 再生材料の原料分類区分と使用の認定および基準配合率

再生材料の原料となる 廃棄物などの分類区分と名称		基準配合率 ^{注3)} (質量%)
分類区分	再生材料の名称	
(中段は省略)		
生活・自然発生 汚泥類(植木鉢に限り 配合可能)	・下水道汚泥(前処理として焼却灰化 または溶融化)	50%

...(前略)...

注 2) 水分を含むものにあつては、乾燥重量を用い、焼成品および溶融品にあつては加熱により燃焼減量する重量は除いて算出した値とする。(以降、注 2 以下を一つずつ繰り下げ)

7. 「4-1-2. 材料に関する基準 G. 焼物」に次の項目を追加する。(太字下線部分を追加)

(31) 下水道汚泥を配合した製品は、製品からの有害物質の溶出について、土壤汚染対策法施行規則に定める別表第 2 (平成 14 年 12 月 26 日、環境省令第 29 号) に挙げられたすべての特定有害物質の要件を満たすこと。ただし、溶融処理をした再生材料のみを用いる常温成形品、溶融品および焼成品については、溶出基準で対象とする物質をカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ホウ素、フッ素の 8 種とする。

(32) 下水道汚泥を配合した製品は、製品中の有害物質の含有について、土壤汚染対策法施行規則に定める別表第 3 (平成 14 年 12 月 26 日、環境省令第 29 号) に挙げられたすべての特定有害物質の要件を満たすこと。ただし、溶融処理をした再生材料のみを用いる常温成形品、溶融品および焼成品については、溶出基準で対象とする物質をカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ホウ素、フッ素の 8 種とする。

(以降、枝番号を一つずつ繰り下げ)

8. 「4-1-3. 個別製品に関する基準(43)」を次のとおり改定する。(＝部分を削除し、太字下線部分を追加)

D. ~~「その他住生活用品」~~については、以下の基準項目を満たすこと。

(43) 「~~その他住生活用品~~」は、製品の適正な取扱いに関する情報として、取扱いおよび保管上の注意などについてを取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットなどに明示していること。

9. 「4-1-3. 個別製品に関する基準(45)」を次のとおり改定する。(＝部分を削除し、太字下線部分を追加)

(45) 「洗たくばさみ及び洗たくひも」~~、「その他のほうき類」~~、「床用ブラシ」~~、「くつブラシ」~~、「ち

りとり」、「はたき」、「ふきん掛け台所用ハンガー」、「衣料用ハンガー」、「その他住生活用品」などの複数素材種から構成される製品は、…（後略）…。

10.「4-2. 品質に関する基準(49)」を次のとおり改定する。（一部分を削除し、太字下線部分を追加）

(49)「ゴム製基礎材」、…（中略）…、「装身具、身辺細貨品及び銀器のうちコンパクト、化粧用ブラシ、くし、造花」、「その他の住生活用品（額縁を除く。）」、「医療用品及び関連製品のうち家庭用マッサージ器、病人用品」および「その他の生活文化用品のうちマッチ、ボタンおよび宗教用具」については、日本工業規格、日本農林規格、または業界などの…（後略）…。

11.「5-1-2. 材料に関する基準」に次の項目を追加する。（太字下線部分を追加）

5-1-2. 材料に関する基準

(26) 認定基準 4-1-2.(31)および(32)については、第三者試験機関または公的機関により実施された試験結果の証明書類をそれぞれ提出すること。

（以降、枝番号を一つずつ繰り下げ）

12.「別表1 対象製品分類」を次のとおり改定する。（一部分を削除し、太字下線部分を追加）

別表1 対象製品分類

◎:主材料、○:その他部品として使われる材料

分類番号	分類	各分類に該当する製品	A 紙	B 木	C プ ラ	D ガ ラ ス	E 繊 維	F ゴ ム	G 焼 物
77 143	水切り	三角コーナー、水きり用ストレーナー、水切り用濾紙袋			◎		○		
77 99	その他	おしぼりトレー、卵切り器、妻ようじ入れ、食品用ラップ、氷スコップ、まな板受け、ほう丁置き、さら立て、コーヒードリッパー、アイスピック、カップホルダー、マドラー、コースター、ランチョンマット(布製・紙製を除く。)、テーブルケース、廃食用油吸収材、お茶パック、 <u>食用油濾過器</u>							
85 129	その他	スクレーパー、粘着クリーナー、ガラスワイパー、水きりネット(<u>洗濯用</u>)、フローリングワイパー、レンジフード、換気扇カバー、調理台保護シート、エアコンフィルター(外付け式)、排水口ネット(<u>浴室用</u>)、布団たたき、ダストコントロールマット							
60 9	その他の民生用電気電子機械器	掃除機用フィルター袋(EM41)							

13.「別表4 商品区分ごとの環境情報表示」を次のとおり改定する。（一部分を削除し、太字下線部分を追加）

別表4 商品区分ごとの環境情報表示 (改定箇所のみ抜粋)

資材の種類	環境情報表示	表示
一般	<p>(2 段表示)</p> <p>1 段目 再生材料を使用</p> <p>2 段目 使用した再生材料名* ○%*² または 使用した再生材料名* ○%*² 以上 <u>*再生材料名は、材料に関する基準に規定する「古紙パルプ」、「再・未利用木材」、「廃植物繊維」、「再生プラスチック」、「ガラスカレット」、「未利用繊維」、「リサイクル繊維」、「再生ゴム」、(焼物については表 3 の再生材料の名称)とする。</u> (以下、省略)</p>	<p>(古紙パルプ配合製品の例)</p>
<p>あわだて器、フライ返し類、しゃくし類、ポット、洗たくばさみ及び洗たくひも、その他のほうき類、床用ブラシ、くつブラシ、ちりとり、はたき、ふきん、掛け台所用ハンガー、衣料用ハンガーなど</p>	<p>(3 段表示)</p> <p>1 段目 リサイクル設計(材料別分離)*</p> <p>2 段目 再生材料を使用</p> <p>3 段目 使用した再生材料名 ○%*² または 使用した再生材料名 ○%*² 以上 <u>* 基準項目 4-1-3.(36)で「使用材料の統一」を選択したものは 1 段目を表示しないものとする。</u> *²「一般」に同じ</p>	<p>(古紙パルプ配合製品の例)</p>
<p><u>繊維材料に無漂白を選択した製品(水切り用濾紙袋を除く)</u></p>	<p>(1 段表示) 無漂白</p>	
<p><u>繊維材料に過酸化水素漂白を選択した製品(水切り用濾紙袋を除く)</u></p>	<p>(1 段表示) 過酸化水素漂白</p>	
<p><u>繊維材料に有機栽培を選択した製品(水切り用濾紙袋を除く)</u></p>	<p>(1 段表示) 有機栽培</p>	

14. 改定日 2004年10月14日